

特定費用準備資金等取扱規程

2012年11月20日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下、「認定法施行規則」という。)第18条第3項および第22条第4項の規定に基づき、公益財団法人中部圏社会経済研究所(以下、「本財団」という。)の特定費用準備資金および特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いに関する事項について定め、本財団の適正な事業運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 特定費用準備資金および特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、他の関係法令またはこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほかはこの規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 特定費用準備資金

認定法施行規則第18条第1項に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費または管理費として計上されることとなるものに限る。)に係る支出に充てるための資金をいう。

(2) 特定資産取得・改良資金

認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得または改良に充てるために保有する資金をいう。

第2章 特定費用準備資金

(保有)

第4条 本財団は、次の要件を充たす場合において、特定費用準備資金を保有することができるものとする。

(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

2 特定費用準備資金を保有しようとする場合は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を明確にし、理事会の承認を得るものとする。

(管理・取崩し等)

第5条 特定費用準備資金は、財産管理台帳により、その資金の名称、将来の

特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を明確にして管理しなければならない。

- 2 特定費用準備資金は、特定資産として、他の資金と明確に区分して管理するものとする。
- 3 特定費用準備資金は、その資金の目的である支出に充てる場合に限り、取崩すことができる。
- 4 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う必要がある場合には、その理由を明確にして、理事会および評議員会の承認を得なければならない。
- 5 積立計画の中止、積立限度額および積立期間の変更をする場合は、理事会の承認を得るものとする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(保有)

第6条 本財団は、次の要件を充たす場合において、特定資産取得・改良資金を保有することができるものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、または改良することが見込まれること。
 - (2) その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。
- 2 特定資産取得・改良資金を保有しようとする場合は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得または改良等（以下、「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を明確にし、理事会の承認を得るものとする。

(管理・取崩し等)

第7条 特定資産取得・改良資金は、財産管理台帳により、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産取得等の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を明確にして管理しなければならない。

- 2 特定資産取得・改良資金は、特定資産として、他の資金と明確に区分して管理するものとする。
- 3 特定資産取得・改良資金は、その資金の目的である支出に充てる場合に限り、取崩すことができる。
- 4 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う必要がある場合には、その理由を明確にして、理事会および評議員会の承認を得なければならない。
- 5 積立計画の中止、積立限度額および積立期間の変更をする場合は、理事会の承認を得るものとする。

第4章 公表および経理処理

(公表)

第8条 特定費用準備資金については、積立限度額およびその算定根拠を公表するものとする。

2 特定資産取得・改良資金については、必要最低限度額およびその算定根拠を公表するものとする。

3 公表の条件および方法は、情報公開規程によるものとする。

(経理処理)

第9条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項および第6項に基づき、経理処理を行う。

2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第5章 雑則

(法令等の読替え)

第10条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則 (2012年11月20日)

1 この規程は、2012年11月20日より施行する。

2 公益財団法人中部圏社会経済研究所移行認定申請時に積み立てることとした特定費用準備資金等については、本規程第4条第2項または第6条第2項の手続きを経たものと見做す。